

卷末参考資料

「産業廃棄物実態調査」調査票

調査対象事業者 様

三重県知事 野呂 昭彦



三重県産業廃棄物実態調査の実施について（依頼）

盛夏の候、皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、三重県では平成17年度に事業者の皆様のご協力をいただき、三重県産業廃棄物実態調査を実施しましたが、その後の産業廃棄物を取り巻く社会情勢等の変化により、産業廃棄物の発生量や処理・処分方法等に変動が生じているものと思われま

す。このため、産業廃棄物の現状を的確に把握し、今後の廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進に関する行政施策の検討に活用するため、今回、標記の調査を株式会社グリーンエコに委託して実施することといたしました。

つきましては、貴事業所を調査対象事業所とさせていただきますので、ご多忙中恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、統計調査の目的以外に利用することはありません。

記

- 1 回答期間 平成21年8月17日（月）まで
- 2 調査内容 同封の調査票による（調査票は県のホームページからダウンロードできます。http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai_chosa/jissi_h20.htm）
- 3 記入方法 同封の記入要領等による
- 4 回答方法 同封の返信用封筒による（電子メールでのご回答も受付けています。）
- 5 送付先 （郵送の場合）

〒542-0061 大阪府大阪市中央区安堂寺町 1-3-12

大阪谷町ビル 4F 株式会社グリーンエコ

（電子メールの場合） mie-sanpai@gr-eco.co.jp

【問合せ先】

- (1) 実態調査の目的、趣旨につきましては
三重県環境森林部廃棄物対策室 主幹 坂
TEL 059-224-3310 FAX 059-222-8136
E-mail sakam00@pref.mie.jp
- (2) 調査票の記入方法につきましては
株式会社グリーンエコ
フリーダイヤル 0120-309-085
(平日10:00～17:00)

送付書類一覧

排出事業者

【提出書類】

- ・ 調査票（その1）
- ・ 調査票（その2）
- ・ 廃棄物に関する意識調査票

[参考、資料]

- ・ 表6 産業廃棄物コード表
- ・ 表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の書類
- 表8 「容積」から「重量」への換算
- ・ (別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・ (別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

適正管理計画及び調査票（その1）を既に提出された排出事業者

【提出書類】

- ・ 廃棄物に関する意識調査票

[参考]

- ・ (別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・ (別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

廃棄物処理処分業者

【提出書類】

- ・ 廃棄物に関する意識調査票

[参考]

- ・ (別紙A) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度
- ・ (別紙B) 産業廃棄物抑制等事業費補助金

調査票（その1）

産業廃棄物実態調査

1. 本調査の調査対象期間は、平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の1年間です。
2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場等があってもそれは調査の対象となりません。
3. 産業廃棄物が調査の対象期間中に発生しなかった場合は、本表の下記「事業所の概要」「事業の規模等」「事業所の形態」「産業廃棄物発生の有無」の欄だけ記入して返送して下さい。
4. 調査票返送の前にコピー等控えを取っておいて下さい。
5. この調査票は、三重県のホームページからダウンロードしていただけます。(EXCEL形式)
<http://www.eco.pref.mie.jp/kigyuu/index.htm> のお知らせ情報をご覧ください。

事業所の概要	事業所名							記入年月日			
	所在地	三重県		市・郡		町・村		平成21年 月 日			
								電話番号			
	代表者氏名							() -			
	調査票記入者	部・課名				氏名					
事業内容	(具体的に)		(主要製品又は商品)								
事業の規模等 (説明文中下線部の事項を下記枠内に記入して下さい。)							事業所の形態 <small>(該当する番号に○をつけて下さい)</small>				
【製造業の場合】							【製造業の場合】				
※平成20年4月1日現在の従業員数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。			※平成20年度の製造品出荷額				1.工場・作業所・工業所 2.開発・研究所のみ 3.事務所のみ 4.その他()				
【建設業の場合】							【建設業の場合】				
※平成20年度の県内元請け工事件数			※平成20年度の県内元請け完工工事高				1.県内元請け工事 有 2.県内元請け工事 無				
【医療業の場合】							【医療業の場合】				
※病床数							1.入院施設 有 2.入院施設 無				
【運輸、卸・小売、不動産、飲食宿泊業、サービス業の場合】											
※平成20年4月1日現在の従業員数 パート等の臨時従業員及び常勤役員等を含む。							【自動車関係業種※】 貴事業所内で車の整備、又は洗車を 1.行っている 2.行っていない				
			千億	百億	十億	一億	千万	百万	十万	一万	円/年

<p align="center">産業廃棄物発生の有無</p> <p>平成20年度の1年間に産業廃棄物(PCBを除く)は発生しましたか。該当する番号に○をつけて下さい。</p> <p>1. 発生した → 1の場合 →</p> <p>2. 発生しなかった。</p> <p>↓ 2の場合</p> <p>2の場合は、事業所の概要、事業内容、事業の概要、産業廃棄物発生の有無をご確認の上、必ずご返送下さい。</p>

<p align="center">産業廃棄物の量的変化</p> <p>平成20年度を基準(100%)にして、貴事業所(建設業の場合、貴社が受注した元請け工事)から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間についてパーセント(%)で記入して下さい。</p> <p>産業廃棄物が発生していない場合は、「0」、不明な場合は「不明」と記入して下さい。</p> <p>自動車整備業の場合は、下記の5年の推移は記入不要です。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成16年度</td> <td>平成17年度</td> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> <td>平成20年度</td> </tr> <tr> <td>記入欄</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100</td> </tr> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	記入欄	%	%	%	%	%						100
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度													
記入欄	%	%	%	%	%													
					100													

<p align="center"><調査票の返送期限について></p> <p>◇ 調査票(その1・2)、アンケートの記入が終わりましたら、回答用紙のみを同封の封筒に入れて、8月17日(月)までに投函してください。調査へのご協力誠にありがとうございました。</p> <p>◇ 産業廃棄物が調査の期間中発生しなかった場合も、調査票(その1)は、ご返送下さい。</p>

調査票(その2)記入上の注意事項

<調査対象期間>

- ◇ この調査票の調査対象期間は、平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の1年間です。
- ◇ この期間中の産業廃棄物の発生と処理・処分状況を質問事項①～⑬について記入してください。
- ◇ アンケート票に産業廃棄物問題への対応についても質問しておりますので、そちらの調査事項にもご回答をお願いします。

<調査対象とする事業所>

- ◇ この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した産業廃棄物だけが記入の対象になります。

<調査対象廃棄物>

- ◇ 調査対象となる産業廃棄物の種類・名称を「**表6 産業廃棄物コード表**」に示しますので、参考にしてください。
- ◇ この調査では、各産業廃棄物に付けられている番号に従って整理しますので、「**表6 産業廃棄物コード表**」に示す産業廃棄物の分類表に示す分類番号をもとに回答してください。
- ◇ 自社で再生利用、又は売却等をしている廃棄物も、今後のことを考慮してこの調査の対象とします。

<発生量について>

- ◇ 発生した産業廃棄物の名称と数量では、「脱水」「焼却」等の中間処理を行う前のものでお答え下さい。
- ◇ ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 - イ 廃酸、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道)へ放流するために中間処理をした場合
→ 中間処理後の「汚泥」を発生量とします。
 - ロ 含油廃水を油水分離した場合
→ 油水分離後の「廃油」「油泥」等を別個に発生量とします。
 - ハ 建設業の場合
→ 「工事現場からの廃棄物の発生状況」の欄は、自社で中間処理(焼却・脱水等)を行う前の廃棄物の量を発生量とします。
 - ニ 自動車関連業種(道路旅客運送業・道路貨物運送業・自動車小売業・燃料小売業・自動車整備業)の場合
 - 1) 廃車は調査の対象に含みません。
 - 2) 洗車等によって分離槽、汚水桝などから汚泥が発生する場合
→ 清掃業者等へ処理を委託した場合は、その業者が搬出した量を「③年間発生量」とします。
→ 自社で「天日乾燥」した場合は、③に乾燥前の量、⑤に乾燥後の量を「③年間発生量」とします。
 - 3) 廃油を発生する場合
→ ドラム缶で××本と把握している場合は、1本=200kgとして重量換算し発生量とします。
→ 1斗缶で××本と把握している場合は、1本=18kgとして重量換算し発生量とします。
 - 4) 廃タイヤを排出する場合
→ 廃タイヤは「大型車」「普通車」「軽自動車」の3つのサイズに分けて発生量を求めて下さい。
→ サイズ毎の正確な本数を把握していない場合は、概略の割合等で按分して発生量を求めて下さい。

<混合物について>

- ◇ 各区分ごとに按分して下さい。
- ◇ 区別出来ないときは、目安で按分してください。
- ◇ 区別不可能な場合は、混合物に含まれる個々の廃棄物の区分を全て記入し、量等は一行にまとめて記入してください。

<回答欄の記入について>

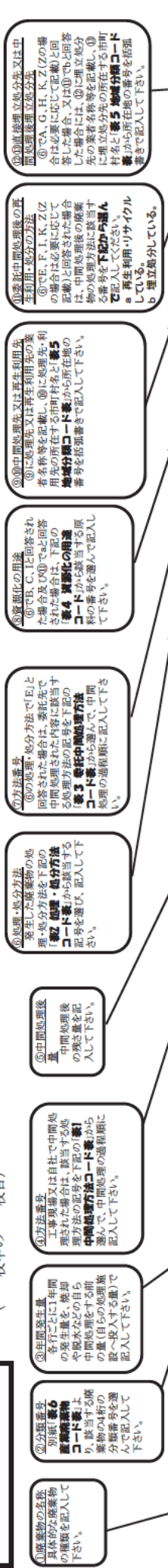
- ◇ 設問①～⑬の記入要領について業種別にその例を説明していますので、参照してください。
- ◇ 同じ種類の廃棄物でも中間処理の方法が異なる場合には、発生状況(設問①廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- ◇ 1種類の廃棄物を中間処理することによって2種類以上の廃棄物が生じた場合は、中間処理状況の欄の「(設問⑤)中間処理後量」から行を分けて記入してください。
「例 廃プラスチックの焼却で、燃え殻と排ガス処理によりばいじんが生じる場合 等」
- ◇ 同じ種類の廃棄物でもⅢの「自己処分、再生利用、業者委託状況(設問⑥～⑬)」が複数となる場合は、発生状況(設問①廃棄物の名称)の欄から行を分けて記入してください。
- ◇ この調査は、重量(t・kg)で記入してください。なお、容積(m³)等で把握しているときは、「**表8 「容積」から「重量」への換算**」を使用し、重量に換算して記入してください。

<共同企業体(J.V)による工事について>

- ◇ J.Vの形態に応じて、以下の事項を記入して下さい。
 - イ 分担施行方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入してください。
 - ロ 共同施行方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入してください。

調査票(その2)

※記入欄が足りない場合にはお手数ですが、この表をコピーもしくは三重県のホームページよりダウンロードしてご使用ください。この場合、記入欄の番号は11以降に書き換えて下さい。
 <別紙記入例を参考に、ご記入下さい。>
 (枚中の 枚目)



III 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にして下さい)

⑥方法 の記号 (A～Z)	⑦方法番号			⑧資源化 用途 コード	⑨処理先・利用 先の名称	⑩処理先・利用 先の所在地(市町村 名(コード番号))	⑪処理 後処分 方法 名称	⑫直接埋立処分先又は中間 処理後埋立処分先 所在地(市町村名 (コード番号))
	1次処理	2次処理	3次処理					

表1 中間処理方法コード表 (④方法番号)

01 焼却・ガス化溶融	19 その他1 (具体的に)
02 脱水	20 その他2 (具体的に)
03 乾焼	
04 油水分離	
05 中和	
06 破砕	
07 分級	
08 圧縮	
09 溶融(発砲スチロール等)	
10 焼結	
11 切断・剪断	
12 焼成(セメント原料)	
13 地肥化・飼料化	
14 造粒固化した	
15 コンクリート固化した	
16 濃縮	
17 熱分解	
18 炭化	

表2 処理・処分方法コード表 (⑥方法の記号)

A 自社の処分場で埋立処分
B 自社で再生利用
C 売却
D 自社で保管
E 処理業者で中間処理(焼却・中和等)委託
F (財)三重県環境保全体で直接埋立処分
G 処理業者の処分場で直接埋立処分
H (財)三重県環境保全体で埋立処分
I 廃品回収業者(専ら再生業者)で再利用
J 処理業者で直接焼却投入処分
K 市町村で処理(公社・財団を除く)
L その他1 (具体的に)
Z その他 (具体的に)

表3 委託中間処理方法コード表 (⑦方法番号)

10 鉄	19 その他1 (具体的に)
20 非鉄金属・貴金属	20 その他2 (具体的に)
30 燃料	
41 肥料・飼料	
42 土壌改良材	
50 埋め戻し材・盛土材	
61 再生骨材・陶磁材	
60 ヘルパ・紙原料	
70 ガラス原料	
80 プラスチック原料	
81 再生生タイヤ	
90 セメント原料	
91 再生油・再生溶剤	
92 中和剤	
93 高純還元	
99 その他 (具体的に)	

表4 資源化の用途コード表 (⑧資源化用途コード)

10 鉄	15 新潟県
20 非鉄金属・貴金属	08 茨城県
30 燃料	02 千葉県
41 肥料・飼料	09 東京都
42 土壌改良材	10 群馬県
50 埋め戻し材・盛土材	11 埼玉県
61 再生骨材・陶磁材	04 宮城県
60 ヘルパ・紙原料	19 栃木県
70 ガラス原料	12 千葉県
80 プラスチック原料	05 茨城県
81 再生生タイヤ	13 東京都
90 セメント原料	14 神奈川県
91 再生油・再生溶剤	21 埼玉県
92 中和剤	20 東京都
93 高純還元	14 神奈川県
99 その他 (具体的に)	21 埼玉県

I 実態調査票(その2)記入要領 共通編

1. 自社で再生利用、社外への売却や再利用等も調査の対象となります。(例A・B参照)
2. 廃棄物量を重量以外の単位(容積、個数、本数等)で把握している場合は、できる限り重量単位に換算して記入してください。「容積」と「重量」の換算は表6を参照。(例B参照)
3. 自社で焼却処理をしている場合の発生した廃棄物とは、焼却前のものです。(例C参照)
 - ◆ 木くず、紙くず、廃油、廃プラスチック類を焼却している場合の「年間発生量(設問③)」は焼却前の量です。したがって「廃棄物の名称(設問①)」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後(設問⑤)」となります。
 - ◆ 多種類の廃棄物が混在している場合は、最も多いと思われる廃棄物に集約して記入してください。

注意事項

5. 自社で汚泥の脱水を行っている場合の発生した廃棄物とは、脱水前のものです。(例D参照)
 - ◆ 汚泥発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に入れる前の量が、「発生量(設問③)」となります。
 - ◆ なお、脱水前の汚泥発生量(脱水後の汚泥量)×(100%-脱水後含水率)÷(100%-脱水前含水率)
6. 処理業者等へ処理・処分を委託した場合は、委託先での具体的方法を把握した上で記入してください。(例E・F参照)
7. 同一の廃棄物であっても、異なった処理を行っている場合は、それぞれの状況が発生の段階(設問①)の廃棄物の名称から分けて記入してください。(例E参照)

II 【製造業、卸・小売業等】の実態調査票(その2) 記入例

【例A】
鉄板の加工の際に鉄板くずが100%/年発生している。全体量を桑名市の(株)〇〇に売却した。相手先では鉄鋼材料として利用している。

【例B】
月平均一斗缶5本くらいの廃油が発生している。これは、津市の再生業者〇〇商店に有料で処理を依頼している。相手先では、油水分離後、燃料として再生利用している。
18斗缶×5本×12ヶ月=1,080kg

【例C】
木くずが10%/年発生している。自社の焼却炉で全量焼却している。焼却灰は500kg/年程度で、自社の敷地内(名張市)に埋めている。

【例D】
排水処理に伴って汚泥が発生している。自社施設による脱水後の残渣は10t(含水率85%)であった。脱水前の量は計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため、計算では脱水前の量は50%/年程度となる。処理後の汚泥は、四日市市に処分を有する(財)三重県環境保全事業団で処分した。

【例E】
ガラス研磨汚泥と排水処理汚泥が110%/発生し、自社での中間処理を行わず、岐阜県多治見市に処理施設を有する△△産業に収集・運搬及び中間処理を委託している。この汚泥は鉛を含んでいる可能性があるため、溶出試験を行ったところ判定基準を超えていた。業者では、無害化処理した後、埋立処理をしている。また、排水処理汚泥は、濃縮後の100%を自社の施設で脱水・乾燥し、処理後の残渣10%は、伊勢市の〇〇△△興産の有する埋め立て地に処分した。

① 廃棄物の名称	② 分類番号	③ 年間発生量					④ 中間処理後量										
		百 t	千 t	十 万 t	百 万 t	十 万 t	百 万 t	千 t	百 t	十 t	1 t						
例A 金属くず	1200		1	0	0												
例B 廃油	0310			1	0	8	0										
例C 木くず	0800		1	0													
例D 排水処理汚泥	0220		5	0						1	0						
例E ガラス研磨汚泥	0220		1	0													
例F 排水処理汚泥	0220		1	0	0					2	0	3					

⑥ 方法の記号(A~Z)	⑦ 方法番号	⑧ 資源化用途コード	⑨ 中間処理先又は再生利用先		⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
			⑨ 処理先 名称	⑩ 処理先 所在地(市町村名(コード番号))	
C	04	10	(株)〇〇	桑名市(50)	〇〇〇〇
E	04	30	〇〇商店	津市(53)	〇〇〇〇
A					500
H					10
E	19		△△産業	岐阜県多治見市(21)	〇〇〇〇
G					10

⑥ 方法の記号(A~Z)	⑦ 方法番号	⑧ 資源化用途コード	⑨ 中間処理先又は再生利用先		⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
			⑨ 処理先 名称	⑩ 処理先 所在地(市町村名(コード番号))	
C	04	10	(株)〇〇	桑名市(50)	〇〇〇〇
E	04	30	〇〇商店	津市(53)	〇〇〇〇
A					500
H					10
E	19		△△産業	岐阜県多治見市(21)	〇〇〇〇
G					10

Ⅲ-1 【建設業】の実態調査票(その2) 記入例

例題

【例A】
工事現場から鉄板くずが20t/年発生している。
全量を津市内の(株)△△に売却した。
相手先では鉄鉱材料として利用している。

【例B】
工事現場から建設木くずが2t、車で30台分(全て満杯)発生している。1台当たり重量が1t程度であるため、重量に換算すると30t/年である。
これは、桑名市にある○○商店に有料で処理を依頼している。
相手先では、破碎チップ化し、燃料として再利用している。

【例C】
工事現場から廃プラスチックが10t/年発生している。
自社の焼却炉で全量焼却している。
焼却灰は1t/年程度で、伊勢市にある自社処分場で埋立処理している。

【例D】
工事現場からベントナイト汚泥が発生しているが、全て工事現場内で脱水している。
脱水後の汚泥量は100t/年であり、含水率は70%であった。
脱水前の量は計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が95%であるため、計算すると600t/年程度となる。
処理後の汚泥は、四日市市に処分地を有する(財)三重県環境保全事業団で処分した。

【例E】
工事現場からコンクリートのがれき等が120t/年発生している。
このうち、40tは(株)□□に収集・運搬を委託し、津市に処分場を有する(株)○○で埋立処分した。
残りの80tは、伊勢市に破碎プラントを有する△△(株)に中間処理を委託している。
△△(株)では、破碎後のものを骨材として再生利用している。

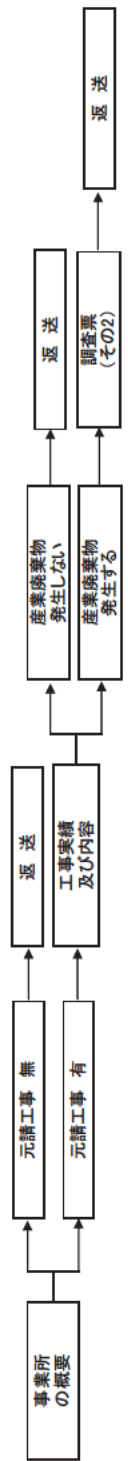
I 事業所での廃棄物の発生状況		③年間発生量			
①廃棄物の名称	②分類番号	発生量			
		百 t	千 t	万 t	10 t
例A 1 金属くず	1 2 0 0	2	0	0	0
例B 2 木くず	0 8 0 0	3	0	0	0
例C 3 廃プラスチック	0 6 1 0	1	0	0	0
例D 4 ベントナイト汚泥	0 2 2 5	6	0	0	0
例E 5 コンクリートがれき	1 5 1 0	4	0	0	0
例E 6 コンクリートがれき	1 5 1 0	8	0	0	0

II 事業所での中間処理状況				⑤中間処理後量			
④方法番号	④方法番号			処理後量			
	1次処理	2次処理	3次処理	百 t	千 t	万 t	10 t
	0 1						1
	0 2						1 0 0

III 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にしてください)				⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺				
⑥方法記号(A~Z)	⑦方法番号			⑧処理先名称	⑨処理先名称(コード番号)	⑩処理先名称(コード番号)	⑪処理方法	⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
	1次処理	2次処理	3次処理					
C				(株)△△	津市(53)			
E	0 6			○○商店	桑名市(50)		a	
A								伊勢市(55)
H								四日市市(51)
G								津市(53)
E	0 6			△△(株)	伊勢市(56)		a	

Ⅲ-2 【建設業】の実態調査票(その2) 作成フロー

1. 本調査の対象工事(平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の1年間に三重県内で施工した全ての元請工事(出来高を含む))を対象とします。
2. 共同企業体(J.V.)による工事については、以下の事項を記入してください。
 - 1) 分担施工方式では、各社持ち分の元請工事高と発生産業廃棄物を記入
 - 2) 共同施工方式では、貴社が代表会社の場合のみ、元請工事高と発生産業廃棄物を一括記入
3. 下記の提出フローに従い、調査票を返送してください。



IV 【運輸、不動産、飲食宿泊業、サービス業、医療業】の実態調査票(その2) 記入例

例題

【例A】(中間処理の委託の例)
 分離槽の清掃を(株)〇〇に委託している。
 業者に問い合わせたところ、汚泥分としては3トン/年くらいであり、四日市市にある△△(株)の脱水施設で中間処理し、埋立処分しているとのことである。

【例B】(クレーニング溶剤の例)
 月に一斗缶2本くらいの廃用剤が発生している。
 年間の発生量は432kgである。
 (18kg×2本×12ヶ月=432kg)
 これは重量にすると、1年間で約432kgとなる。
 尾鷲市の〇〇(株)に処理を委託しているが、□□(株)では、油水分離後燃料として再生利用している。

【例C】(焼タイヤの例)
 年間に焼タイヤが150本発生している。
 このうち、普通タイヤは100本で津市にある〇〇タイヤ商会が下取りした。(重量で700kg) ※納入業者による下取り
 大型タイヤの50本は、鳥羽市の(株)×××に売却した。(重量で2,250kg)
 (株)×××では、再生タイヤに利用しているとのことである。

【例D】(売却の例)
 自動車の修理の際に鉄くずが3トン/年発生した。
 愛知県豊田市にある□□商店に売却した。
 相手先では、鉄鋼原料として再生利用している。

【例E】(自社での焼却の例)
 廃プラスチックが年間500kg発生している。
 その都度自社の焼却炉で焼却した。焼却後の灰の量は、およそ50kgで、全量自社の敷地内(熊野市)で処分した。

例題	I 事業所での廃棄物の発生状況						II 事業所での中間処理状況						III 自己処分、再生利用、業者等委託状況(マニフェスト伝票を参考にしてください)													
	①廃棄物の名称		②分類番号		③年間発生量		④方法番号		⑤中間処理後量		⑥方法の記号(A~Z)		⑦方法番号		⑧資源化用途コード		⑨中間処理先又は再生利用先		⑩処理後の処分方法		⑪処理後の処分先					
	百	十	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百	十	万	
例A																										
例B																										
例C																										
例D																										
例E																										
例F																										
例G																										

【例F】(埋立処分の委託の例)
 ガラスくずが年間1トン発生した。
 〇〇産業に収集・運搬の業務を委託した。
 業者に問い合わせたところ、四日市市にある(財)三重県環境保全事業団で埋立処分しているとのことである。

【例G】(医療業の例)
 当病院では、血液の付着したガラスくず(感染性廃棄物)が年間1,000kg発生した。これは院内のオートクレーブで処理した。
 処理後の量は、減量しないため、発生量と同じである。処理後は、伊勢市に管理型の処分場を保有する△△興産(株)に委託し、埋立処分してもらった。

表6 産業廃棄物コード表 (この廃棄物分類表は当調査のためのものです)

産業廃棄物の分類コードについて、「(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの」に該当する場合は(2)の分類番号を記載し、(2)以外の産業廃棄物については「(1) 産業廃棄物に関するもの」の分類番号を記載してください。

(1) 産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
燃 え 殻		0100	石灰殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、すす、クリンカー、廃カーボン等
汚 泥 状 の 物 の	有 機 性 汚 泥	0210	【排水処理により生じる汚泥】 活性汚泥(余剰汚泥)、製紙汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、洗毛汚泥等 【排水処理を伴わない汚泥】 イースト菌培養残さ
	無 機 性 汚 泥	0220	【排水処理により生じる汚泥】 鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、その他の排水処理汚泥等 【排水処理を伴わない汚泥】 金属さび粉体、廃ショットブラスト(さび落としたものに限る)、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、ドライクリーニング汚泥、油水分離後の汚泥、廃顔料、硫酸第一鉄、廃硫酸、腐食塩、廃芒硝、廃尿素
	建 設 汚 泥	0225	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上 水 汚 泥	0226	浄水場汚泥
	下 水 汚 泥	0217	下水処理汚泥
廃 油	一 般 廃 油	0310	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、重油、廃塗料(油性のものに限る)、廃インク(油性のものに限る) 【動物性油脂】 魚油、ヘット、ラード
	植 物 性 油 脂	0315	【植物性油脂】 アマニ油、桐油、ゴマ油、天ぷら油、サラダ油
	廃 溶 剤	0320	ハロゲン化炭化水素類、アルコール、ケトン
	固 形 油	0330	アスファルト、タールピッチ、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル
	油 で い	0340	タンクスラッジ
酸 〔廃液で酸性 を呈するもの〕		0400	硫酸、塩酸、硝酸、ふっ化水素酸、クロム酸、混酸、ギ酸、酢酸、酒石酸等の廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、排ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種酸性の塩類廃液
アルカリ 〔廃液でアルカリ性 を呈するもの〕		0500	アンモニア、カ性ソーダ、カ性カリ、金属石けん等の廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610	【熱硬化性樹脂くず】 フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂 【熱可塑性樹脂くず】 塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂 【合成繊維くず】 ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、混紡繊維(合成繊維が主体のもの) 【その他】 FRP(繊維強化プラスチック、ガラス繊維強化プラスチック、強化プラスチック等)、廃塗料(固形状のものに限る)、廃接着剤、廃イオン交換樹脂、合成ゴムくず、塩ビ管、プラスチック容器、発泡スチロール、ビニールシート、電線被覆材、写真フィルム、プラスチックタイル、その他各種プラスチック製品くず
	廃タイヤ	0620	廃タイヤ
	石綿含有	0630	上記のうち、石綿含有産業廃棄物(非飛散性)であるもの
紙 く ず		0700	①パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもので、ラミネート紙、印刷用紙、包装用紙、油紙、チップボール等の紙くず。 ②PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	建設業に係る紙くず	0710	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)に係る紙くず
木 く ず		0800	①木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類 ②貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む) ③PCBが染み込んだもの
	建設業に係る木くず	0810	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)に係る木くず
織 維 く ず		0900	①繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係る羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート、混紡繊維(天然繊維が主体のもの)。 ②PCBが染み込んだもの
	建設業に係る繊維くず	0910	建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)に係る繊維くず

動・植物性残さ	1000	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、ハム残さ、ソーセージ残さ、ベーコン残さ、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、つけ物くず、小麦、米、大豆醸造かす、香辛料残さ、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、綿実油かす、製品くず、香料、生薬抽出残さ等	
動物系固形不要物	1050	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
ゴムくず	1100	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス等	
金属くず	1200	切粉、ショットブラスト（金属のみがきに使用したものに限る）、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくず等	
ガラスくず等	ガラスくず	1302	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用要ガラス器具、薬品びん等
	陶磁器くず	1303	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、モルタルハツリくず、石膏ボード製品くず等
	コンクリート製品くず	1304	コンクリート製品くず（製品の製造過程で生じるコンクリートくず等）
	石綿含有	1305	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
鉱さい	廃砂	1401	鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含む物を除く）等
	その他の鉱さい	1403	転炉、高炉、平炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、廃土石類（鉱石の加工の際生じるものに限る）等
がれき類（工作物の新築・改築、解体作業で発生するもの）	コンクリート片	1510	コンクリートの破片、コンクリートブロックの破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他	1530	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、かわら、土管、陶管、タイル、断熱材、石膏ボードの破片等
	石綿含有	1540	上記のうち、石綿含有産業廃棄物（非飛散性）であるもの
動物の糞尿	1600	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる、牛の糞尿、馬の糞尿、豚の糞尿、鶏の糞尿	
動物の死体	1700	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じる牛の死体、馬の死体、豚の死体、鶏の死体	
ばいじん	1800	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及びPCB汚染物の焼却施設において発生するもので集じん施設によって、集められたもの。	
13号廃棄物	1900	処分するために処理したもの（コンクリート固型化等）、メッキ汚泥固形物	

(2) 特別管理産業廃棄物に関するもの

種類	区分	分類番号	具 体 例
引火性廃油		0311	産業廃棄物である揮発油等、灯油類、軽油類（引火点70℃未満のもの）
腐食性廃酸		0401	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ		0501	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上のもの
感染性廃棄物		2091	医療関係機関等から排出される産業廃棄物であって、人が感染し、若しくは感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB（ホリ塩化ビフェニル）等	2201	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	2301	産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類
	PCB処理物	2401	<p>廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、以下の基準を満たさないもの</p> <p>①廃油 PCB 0.5mg/kg以下</p> <p>②廃酸、廃アルカリ PCB 0.03mg/L以下</p> <p>③廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず、PCBの付着又は封入が無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄液試験法（洗浄液：0.5mg/kg以下） ・ふきとり試験法（面積：0.1μg/100m²以下） ・部材採取試験法（部材：0.01mg/kg以下） <p>④上記以外（汚泥、燃え殻、ばいじん） PCB 0.003mg/検液L以下</p>
	廃石綿等	2101	建築物に使用された吹き付け石綿・石綿含有保湿材を除去したものと及び石綿建材除去事業で使用した用具類（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など）など。大気汚染防止法の特定期間発生施設の集じん施設で集められた飛散性の石綿など。
	その他	2500	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物 ・環境省令で定める判定基準に適合しない鉱さい ・輸入廃棄物の焼却炉ばいじん、燃え殻、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物 ・政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロメタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロパン、ペンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度には関係ない。）又はこれらの処理物

表7 建設工事から発生すると考えられる主な廃棄物の種類

下表に廃棄物の例を示しました。該当するものはもれなく調査票に記入してください。この例示以外のものも発生している場合は、「表6 産業廃棄物コード表」を参照のうえ、記入してください。

工事の種類	主な発生廃棄物の例	名称	分類番号
木造家屋新築工事	トタン、ブリキ等加工くず	金属くず	1200
	プラスチック内装材切りくず	廃プラスチック類	0610
	プラスチック梱包材くず	廃プラスチック類	0610
	木材破片	木くず	0810
	ガラスくず	ガラスくず	1302
	屋根瓦、断熱材くず	陶磁器くず	1303
木造家屋解体工事	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
	石膏ボードの破片、上記以外の解体残材	その他のがれき類	1530
コンクリート建屋 (新築工事)	場所打杭工法等からの汚泥	無機性汚泥	0225
	モルタルハヅリくず	陶磁器くず	1303
	ガラスくず	ガラスくず	1302
	プラスチック内装材くず	廃プラスチック類	0610
	鉄筋、形鋼、トタン、空き缶等のスクラップ	金属くず	1200
	既存建屋解体残材	コンクリート片	1510
コンクリート建屋 (解体工事)	木材破片	木くず	0810
	鉄等の金属破片、スクラップ	金属くず	1200
橋梁、高架橋工事	コンクリート構造物破片	コンクリート片	1510
	石膏ボードの破片、その他解体残材	その他のがれき類	1530
鉄骨工事	廃石綿	廃石綿等	2101
	形鋼等のスクラップ、鋼製の支保工残材	金属くず	1200
地下鉄、ずい道、 下水道敷設工事	場所打杭工法の泥水	無機性汚泥	0220
	支保工等の鋼残材	金属くず	1200
塗装工事	泥水シーールド工法からの泥水	無機性汚泥	0220
	鋼製支保残材	金属くず	1200
土地・宅地造成、掘削、林道、治山、 砂防、災害復旧等の土木工事	ビニルシート、塗料かす(固形)	廃プラスチック類	0610
	塗料かす(液状)	一般廃油	0310
道路舗装工事	コンクリートハヅリくず	陶磁器くず	1303
	既存建物解体残材	コンクリート片	1510
電気工事	道路修復アスファルトくず	廃アスファルト	1520
	道路修復コンクリートくず	コンクリート片	1510
設備給排水工事	電柱(コンクリート製)	コンクリート片	1510
	電線くず	金属くず	1200
設備給排水工事	被覆くず	廃プラスチック類	0610
	アスファルトコンクリートくず	廃アスファルト	1520
	塩ビ管	廃プラスチック類	0610
設備給排水工事	コンクリート管、断熱材くず	陶磁器くず	1303
	鉄等の金属片、スクラップ	金属くず	1200

表8 「容積」から「重量」への換算

種類	換算値	種類	換算値
燃え殻	1.14 t/m ³	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00 t/m ³
汚泥	1.10 t/m ³	鉛さい	1.93 t/m ³
廃油	0.90 t/m ³	がれき類	1.48 t/m ³
(ドラム缶1本の廃油)	0.200 t/本	動物のふん尿	1.00 t/m ³
(1斗缶1本の廃油)	0.018 t/本	動物の死体	1.00 t/m ³
廃酸	1.25 t/m ³	ばいじん	1.26 t/m ³
廃アルカリ	1.13 t/m ³	13号廃棄物	1.00 t/m ³
廃プラスチック類	0.35 t/m ³	建設混合廃棄物	0.26 t/m ³
紙くず	0.30 t/m ³	廃電気機械器具	1.00 t/m ³
木くず	0.55 t/m ³	感染性産業廃棄物	0.30 t/m ³
繊維くず	0.12 t/m ³	廃石綿等	0.30 t/m ³
動植物性残渣	1.00 t/m ³	廃タイヤ(大型車用)	0.045 t/本
動物系固形不要物	1.00 t/m ³	廃タイヤ(普通車用)	0.007 t/本
ゴムくず	0.52 t/m ³	廃タイヤ(軽自動車用)	0.004 t/本
金属くず	1.13 t/m ³		

(注)・上記の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数(廃タイヤ等を除く)

・この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けです。

廃棄物に関する意識調査票（排出事業者対象）

このたび、三重県内の企業・事業所を対象として、産業廃棄物の実態調査（平成20年度実績）の実施とともに、廃棄物に関する貴企業・事業所の現状の取組を踏まえつつ、今後の取組などの意識調査を行います。

いただいた回答につきましては、集計結果を三重県で公表することとしています。また、集計結果について、三重県廃棄物処理計画の策定に向けて、参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答についてご協力をお願いします。

1 貴事業所での産業廃棄物の発生抑制やリサイクル(再利用・再生利用)への取組等

(1) 現在の取組

該当する事項に、各々、つだけ○印を付してください。

(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

取組内容	該当無し	該当有り				
		既に実施している	現在、検討中	以前実施していた	検討したが実施しなかった	検討していない
総合的事項	環境配慮製品の設計・開発					
	ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組					
	廃棄物処理に関する管理計画の策定					
	廃棄物処理に関する情報公開の推進					
	グリーン購入					
発生抑制	発生量低減のための製造工程の改善					
	製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進					
	包装材・梱包材の使用量の削減					
	自己中間処理による減量化					
リサイクル	リサイクルのルート構築や技術開発					
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進					
	再生品、再生資源の利用の促進					
	再生資材の工事利用の促進					
	建設副産物の工事間利用					
	発生廃棄物を燃料とした熱回収					
その他	有害廃棄物の発生抑制					
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築					

(2) 今後の取組

該当する事項に、各々、つだけ○印を付してください。
 (貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目は、空欄にしてください。)

取組内容		今後の取組			
		取り組んで いきたい	出来れば取り組ん でいきたい	取り組まない	分からない
総合的 事項	環境配慮製品の設計・開発				
	ISOなどの環境マネジメントによる廃棄物対策の取組				
	廃棄物処理に関する管理計画の策定				
	廃棄物処理に関する情報公開の推進				
	グリーン購入				
発生 抑制	発生量低減のための製造工程の改善				
	製造工程から発生する廃棄物の有効利用の促進				
	包装材・梱包材の使用量の削減				
	自己中間処理による減量化				
リサイ クル	リサイクルのルート構築や技術開発				
	分別・選別徹底によるリサイクル等の推進				
	再生品、再生資源の利用の促進				
	再生資材の工事利用の促進				
	建設副産物の工事間利用				
	発生廃棄物を燃料とした熱回収				
その 他	有害廃棄物の発生抑制				
	処理困難廃棄物の自主回収システムの構築				

(3) 発生抑制とリサイクルに関する目標値

目標値の有無について○印を付し、目標値がある場合は、目標年度と目標値を記載して下さい。また、リサイクル率の向上では現在の率を備考欄に記載して下さい。

	目標値 なし	目標値あ り	目標値がある場合		
			目標年	目標値	備考
発生量の抑制					
リサイクル率の向上					(現在のリサイクル率)

(4) 発生抑制とリサイクルの取組を進める上での課題

該当する事項に、「発生量の抑制」と「リサイクル率の向上」毎に、各々、つだけ〇印を付し、その他の課題がある場合は具体的に記載して下さい。

	発生量の抑制			リサイクル率の向上		
	課題 と思う	やや 課題 と思う	課題 では ない	課題 と思う	やや 課題 と思う	課題 では ない
人手が不足						
技術力が不足						
知識・情報が不足						
社員教育が難しい						
相談する相手がいない						
必要な技術や機械設備が開発されていない						
機械設備などに投資する余裕がない						
コスト高になってしまう						
何をしても良いのか分からない						
事業特性から、発生抑制・リサイクルは不可能						
その他（具体的な課題を記載してください） ・発生量の抑制関係 ・リサイクル率の向上関係						

2 電子マニフェストの利用

(1) 現在の利用状況と今後の予定

該当する事項に、各々、 つだけ○印を付してください。

現在の利用状況		
全て利用	部利用	利用していない

今後の予定		
全て利用	部利用	利用しない

(2) 利用していない理由（部利用も含む）

(現在の状況及び今後の予定で、全て電子マニフェストをすると回答した事業所は、回答は必要ありません。)

該当する事項に、 つだけ○印を付し、「それ以外」と回答した場合は下表にも回答して下さい。

項目	該当事項
利用する必要がない (産業廃棄物が発生しない。発生する産業廃棄物は処理委託をしない。)	
それ以外 (産業廃棄物処理業者に委託しているが、全て電子マニフェストを利用しているわけではない)	

(上記で、「それ以外」に○印を付した場合、下表に該当する事項の全てに○印を付してください。)

項目	該当事項
電子マニフェスト制度を知らない	
発生する産業廃棄物量が少ない	
登録が面倒、システムが分からない	
コストがかかる	
利用するための必要な人員や機器が確保できない	
その他の理由があれば記載して下さい	

3 産業廃棄物処理業者の選定と処理困難な廃棄物の種類等

(1) 廃棄物処理業者の優良評価制度

環境省は産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を定めており、本県では、基準に適合している産業廃棄物処理業者を本県のホームページで公表していますが、本制度をご存知ですか。（制度の概要は、別紙Aを参照して下さい。）

知っている		少し知っている		知らない	
-------	--	---------	--	------	--

(2) 処理業者の選定

産業廃棄物処理業者（中間処理業者・最終処分業者）の選定にあたって、どのような情報を重視しているか、該当する事項に、各々、 つだけ○印を付して下さい。

項目	重視している	やや重視している	重視しない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）			
環境関連資格・取組の状況			
処理料金の設定			
処理施設の内容（施設の種類・能力・工程）			
処理の実績（処理する廃棄物の種類と量）			
処理施設の維持管理状況（排ガス・排水等の環境基準の適合）			
優良性評価制度の評価基準の適合業者			
過去における違法な処理等の有無			
（その他重視している事項があれば記載して下さい）			

(2) 処理困難な産業廃棄物

排出する産業廃棄物のうち処理困難な廃棄物について、該当する事項に つだけ○印を付して下さい。また、処理困難な廃棄物がある場合は、具体的な種類、性状、理由等に加え、今後の処理対応に関する県への要望等があれば記載して下さい。

項目	該当事項
処理が困難な産業廃棄物はない	
処理が困難な産業廃棄物がある	
（処理が困難な産業廃棄物の種類、性状、その理由などを記載して下さい）	
（処理が困難な産業廃棄物の処理について、県への要望事項があれば記載して下さい）	

4 産業廃棄物の発生・処理等に関する地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組

該当する事項に、各々、つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。)

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	やや取り組んでいる	取り組んでいない
発生	製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制			
	製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制			
	発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究			
	発生する廃棄物の分別の徹底			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

(2) 今後の取組

該当する事項に、各々、つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。(貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、空欄にしてください。)

項目	今後の取組			
	取り組んでいきたい	出来れば取り組んでいきたい	取り組まない	分からない
発生	製造等における効率的な工程・作業による廃棄物発生抑制			
	製造等における再生資源の利用による廃棄物発生抑制			
	発生する廃棄物の有効利用に関する検討・研究			
	発生する廃棄物の分別の徹底			
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	発生する廃棄物の処理業者までの距離(距離が短い業者の選定)			
処理	発生する廃棄物の処理業者のリサイクルの取組			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の処理業者への委託			
(その他の関係する今後の取組があれば記載して下さい)				

5 公共が関与する産業廃棄物の処理

該当する事項に、○印を付し、その該当する理由について○印（複数回答可）を付して下さい。

（現在、財団法人三重県環境保全事業団では、四日市市内で焼却施設（ガス化溶融処理施設）と最終処分場を稼働させており、今後、同市内で新たな最終処分場の整備を進めています。）

公共関与の産業廃棄物処理事業は必要である	
公共関与の産業廃棄物処理事業は必要でない	
分からない	

（その理由）

必要	公共関与の施設の方が安心できる	
	公共関与の施設の方が継続して処理してもらえる	
	処理料金が安く設定される	
	（その他該当する理由があれば記載して下さい）	
不必要	民間の廃棄物処理業者の体制で十分である	
	処理料金が高くなってしまう	
	運用が硬直的になり、処理してもらうのに時間がかかる	
	（その他該当する理由があれば記載して下さい）	

6 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる事項に、各々、○印を付してください。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
政策	事業所毎の廃棄物管理計画の策定推進				
	事業所毎の廃棄物処理に関する自主公開の推進				
	優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成				
	リサイクルや適正処理に関する啓発の推進				
処理施設	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	公共関与の廃棄物処理施設の整備促進				
指導対応	廃棄物処理施設への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化と厳罰化				
	不適正処理事案の県代執行による環境修復				
	廃棄物の適正処理に関する技術指導				

本県では、産業廃棄物税制度を導入し得られた財源の一部を活用して、排出事業者を対象に「産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金」制度を設けていますが、本制度をご存じですか。

(参考)

- 1 産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000t以上の事業所が対象）です。
なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用しています。
- 2 産業廃棄物税を活用した排出事業者への補助金制度の概要は、別紙Bを参照して下さい。

知っている	少し知っている	知らない
-------	---------	------

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載し、該当業種名に○印を付してください。

所在市町名 _____

業種名 (鉱業・採石業・砂利採取業) (建設業) (製造業) (電気・ガス・熱供給・水道業)
 (情報通信業) (運輸業・郵便業) (卸売業・小売業) (不動産業・物品賃貸業)
 (学術研究・専門・技術サービス業) (宿泊業・飲食サービス業)
 (生活関連サービス業・娯楽業) (教育・学習支援業) (医療・福祉)
 (複合サービス業) (サービス業(他に分類されないもの))

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。

廃棄物処理の今後の取組に関する調査票（廃棄物処理業者対象）

このたび、三重県の許可を有する産業廃棄物処理業者を対象として、産業廃棄物に関する今後の取組などの調査を行います。

いただいた回答につきましては、集計し、三重県で公表することとしています。また、集計結果について、三重県廃棄物処理計画の策定に向けて、参考資料として活用させていただきますので、本調査の回答についてご協力をお願いします。

1 産業廃棄物の処理に関する許可の種類

許可を取得しているものについて、全て、○印を付してください。

許可を取得しているもの	該当事項
(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (中間処理)	
(特別管理) 産業廃棄物処分業 (最終処分)	

2 今後の廃棄物の処理事業

(1) 取組の方向

該当する事項について、全て、○印を付してください。

今後の取組方向		該当事項
事業の実施	現在の業務内容を継続する	
	リサイクルを主体とした業務を進める	
	県外廃棄物も含めた広域処理を進める	
	処理が困難な廃棄物の処理事業を進める	
廃棄物処理事業を行わない		
分からない		

(2) 中間処理施設の新増設

中間処理施設の新増設を行う計画がある場合は、各々、○印と、必要事項を記入してください。

中間処理施設の新増設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新増設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。)		
平成 年頃		
施設の種類	焼却施設	
	焼却施設以外の施設	
	検討中又は未定	
(焼却施設以外の施設の場合、その施設の種類を記載してください。)		
施設の処理能力	(見込んでいる処理能力を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____トン/日 _____m3/日	
処理対象の廃棄物の種類	(処理対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

(3) 最終処分場の新增設

最終処分場の新增設を行う計画がある場合は、各々、○印と、必要事項を記入してください。

最終処分場の新增設計画		該当事項
計画の有無	新設の予定がある	
	増設の予定がある	
(新增設の予定がある場合、整備の予定年を記載してください。)		
平成 年頃		
施設の 種類	管理型最終処分場	
	安定型最終処分場	
	遮断型最終処分場	
	検討中又は未定	
施設の埋立能力	(見込んでいる埋立量を記載してください。) ※見込んでいない場合は空欄でかまいません。 _____m ³	
埋立対象の廃棄物の種類	(埋立対象を検討している主な廃棄物の種類を記載してください。)	

3 事業内容等に関する情報提供と優良性評価制度への取組

(1) 事業内容等に関する情報提供

産業廃棄物の排出事業者や、貴社の事業の周辺地域住民に、どのような情報を提供しているか、該当する事項に、各々、○印を付してください。(貴社の業務内容で、関係がない項目は空欄にしてください)

項目	排出事業者		地域住民	
	情報提供している	情報提供していない	情報提供している	情報提供していない
会社情報(法人の事業内容、履歴、財務状況)				
環境関連資格・取組の状況				
処理施設の内容(施設の種類・能力・工程)				
処理の実績(処理する廃棄物の種類と量)				
処理施設の維持管理状況(排ガス・排水等の環境基準の適合)				
(その他情報提供している事項があれば記載して下さい)				
排出事業者				
地域住民				

(2) 優良評価制度の評価基準に関する取組

優良評価制度の評価基準に関して、現在と今後の取組について該当する事項に つだけ〇 印を付し、基準に適合していても県の適合確認を受けていないと回答した場合は、その理由に〇印（複数回答可）をしてください。

(参考) 評価制度の概要は別紙Aのとおりで、詳細は、ホームページ「三重の環境と森林」に掲載しています。
http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/sanpai_hyouka/index.htm

現在の取組		該当事項
基準適合	評価基準に適合し、本県の適合確認を受けている ※適合確認後に、県ホームページに掲載されます。	
	評価基準に適合しているが、本県の適合確認は受けていない	
	(その理由)	
	適合確認を受けるメリットがない	
	排出事業者からのニーズがない	
適合確認の手続が面倒である		
適合確認申請のタイミングがなかった ※本県では、産業廃棄物処理処分量の許可更新手続時に限って本適合確認申請を受け付けています。 (その他の理由があれば具体的に記載して下さい)		
それ以外	評価基準の適合に向け検討している	
	評価基準の適合について考えていない	
	分からない(評価制度を知らない)	

今後の取組		該当事項
基準適合	評価基準に適合し、本県の適合確認を受けていく	
	評価基準に適合しているが、本県の適合確認は受けない	
	(その理由)	
	適合確認を受けるメリットがない	
	排出事業者からのニーズがない	
適合確認の手続が面倒である		
(その他の理由があれば具体的に記載して下さい)		
それ以外	評価基準の適合に向け検討していく	
	評価基準の適合について考えていない	
	分からない	

3 産業廃棄物の処理等に関する地球温暖化対策の取組

(1) 現在の取組内容

該当する事項に、各々、つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。（貴社の業務内容で、関係が無い項目には、「該当無し」に○印を付してください。）

項目	該当無し	地球温暖化対策への取組		
		取り組んでいる	やや取り組んでいる	取り組んでいない
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	収集運搬車のエコ運転と車輛のこまめな点検			
処理	効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の実施			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収を行う焼却処理業者への委託			
(その他の関係する取組があれば記載して下さい)				

(2) 今後の取組方向

該当する事項に、各々、つだけ○印を付し、その他の取組がある場合は具体的に記載して下さい。（貴企業・事業所の業務内容で、関係が無い項目には、空欄にしてください。）

項目	取り組んでいきたい	今後の取組		
		出来れば取り組んでいきたい	取り組まない	分からない
運搬	発生する廃棄物の効率的な運搬頻度の設定			
	収集運搬車のエコ運転と車輛のこまめな点検			
処理	効率的・効果的な中間処理による運転作業の効率化と処理残さ量の抑制			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収の実施			
	発生する廃棄物を焼却処理する場合での、熱回収を行う焼却処理業者への委託			
(その他の関係する今後の取組があれば記載して下さい)				

4 災害、事故等に備えた措置

現状の取組内容と今後の取組方向について該当する事項に、全て○印を付し、その他の措置がある場合は具体的に記載して下さい。

災害、事故等に備えた措置	現在の取組	今後の取組
廃棄物が飛散・流出しないような防止の策		
関係する計画やマニュアルの策定		
措置内容の検討		
(その他の措置があれば記載して下さい)		
<u>現在の取組</u>		
<u>今後の取組</u>		

5 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる事項に、各々、○印を付してください。

		行うべき	やや行うべき	行うべきでない	分からない
政策	事業所毎の廃棄物管理計画の策定推進				
	事業所毎の廃棄物処理に関する自主公開の推進				
	優良な産業廃棄物処理業者の支援と育成				
	リサイクルや適正処理に関する啓発の推進				
処理施設	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進				
	公共関与の廃棄物処理施設の整備促進				
指導対応	廃棄物処理施設への立入による必要な指導				
	不法投棄に対する監視強化と厳罰化				
	不適正処理事案の県代執行による環境改善				
	廃棄物の適正処理に関する環境技術指導				

産業廃棄物税により、県が実施する必要があると思われる事業に○印（複数回答可）を付し、その他の事業があれば具体的に記載してください。

(参考)

産業廃棄物税制度とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に、産業廃棄物税を納めていただく制度（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。

なお、産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策に要する費用として活用（例：排出事業者への補助金制度の概要は、別紙Bのとおり）しています。

項目	該当事項
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金	
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術の研究開発	
県内産業や県内工事で発生する廃棄物のリサイクルや処理技術について、県内企業との共同研究	
産業廃棄物の焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業	
再生資源の購入費用に対する補助金	
県内の不法投棄対策	
(その他の事業があれば具体的に記載してください)	

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

最後に貴企業・事業所の所在市町名を記載してください。

所在市町名 _____

以上でアンケートはおしまいです。ご協力ありがとうございました。